

【燃やせないごみ・小型家電】

Q1: テレビ、エアコン、洗濯・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫の処分はどうすればいいですか？

A1: 家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられているため、販売店や一般廃棄物許可業者に処理を依頼(有料)してください。

Q2: パソコンの処分はどうすればいいですか？

A2: 各メーカーにお問い合わせください。なお、ノートパソコン及びパソコン本体は、小型家電リサイクルの対象品目です。

Q3: 携帯電話の処分はどうすればいいですか？

A3: 携帯電話端末をはじめとした小型家電の中には、金やレアメタルなどの貴重な資源が含まれていることから、市ではリサイクルボックスを設置して回収しています。次に掲げるもので不要になったものは、本庁市民生活課や各総合支所住民課へご持参ください。

【回収する小型家電】携帯電話端末、PHS、計算機、デジタルカメラ、ビデオカメラ、デジタルオーディオプレーヤー、MDプレーヤー、CDプレーヤー、ノート型パソコン、電子書籍端末、小型ゲーム機、ポータブルラジオ、USBメモリー、メモリーカードなど(家庭でを使用した小型家電に限る)。

Q4: 電気毛布の処分は、どうすればいいですか？

A4: 毛布とコードを分離し、毛布部分は「燃やせるごみ」、コードは「燃やせないごみ」で出してください。

Q5: 灯油やガスボンベの残りは、どうすればいいですか？

A5: それぞれ、販売店にご相談ください。

Q6: 刃物やガラスの破片はどうすればいいですか？

A6: 包丁やガラスの破片などは新聞紙などで包んで「燃やせないごみ」に出してください。

Q7: なぜ、スプレー缶に穴を開けるのですか？

A7: スプレー缶にガスが残っていると、爆発や火災の原因となるためです。収集車の火災事故等の恐れがありますので、必ず中身を使い切ってから、穴を開けて出してください。なお、防水

スプレーなどは中毒事故の原因にもなりますので、穴を開ける際は必ず屋外で行ってください。

Q8:乾電池の処分はどうしたらいいですか？

A8:プラスとマイナスにテープを張り、絶縁してから本庁市民生活課及び各総合支所住民課、各地区公民館へご持参ください。なお、不燃ごみとしては出せません。

Q9:使わなくなった蛍光管はどのように出したらいいですか？

A9:割らないように簡単な包装などをして、本庁市民生活課もしくは各総合支所住民課へご持参ください。また、家電量販店やホームセンターで引き取る場合がありますので、各店舗にご確認ください。

Q10:割れた蛍光管は、どのように出すのですか？

A10:飛散などしないようにビニール袋などに入れてから、本庁市民生活課もしくは各総合支所住民課へご持参ください。